運搬費及び準備費の設計変更に関する特記仕様書（農業農村整備編）

１．本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下、「実績変更対象経費」という。）については、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

運搬費：島根県建設工事積算基準13編1章②工事費の積算の別表２共通仮設費率適用範囲における「運搬費の共通仮設費率の対象項目の１(1)、(3)、(4)、(5)」のうち建設機械の運搬費

準備費：島根県建設工事積算基準13編1章②工事費の積算の別表２共通仮設費率適用範囲における「準備費の共通仮設費率の対象項目の３(1)及び(2)」のうち伐開・除根・除草費

２．実施方法

（１）受注者は、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（別表１参照）を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。

（２）受注者は、最終精算変更時点において、実績変更対象経費に関する内訳書（様式１）を作成するとともに、様式１に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

　　なお、本協議を行う場合は、できる限り速やかに発注者と事前に打合せを行うものとする。

３．工事費の積算及び設計変更

（１）受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。

（２）発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「２．（２）の証明書類において妥当性が確認できた費用」から「実績変更対象経費」を差し引いて算出した金額を設計変更の対象とする。

４．提出書類の疑偽

（１）発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。

（２）疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

別表１

（％）

○共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合



様式1

　（円）

○実績変更対象経費に関する内訳書

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 費目 | | 費用 | 内容 | 計上額 |
| 共通 仮設費 | 運搬費 | 建設機械の 運搬費 | 建設機械の運搬等に要する費用 |  |
| 準備費 | 伐開・除根・除草費 | 準備作業に伴う伐開、除根、除草 作業に要する費用 |  |
| 合計 | | | |  |